

京都橘大学における研究活動に係る不正行為の防止および対応等に関する規程

2015年3月23日

目次

第1章 総則

第1条 (目的)

第2条 (定義)

第2章 責任体制

第3条 (最高管理責任者)

第4条 (統括管理責任者)

第5条 (コンプライアンス推進責任者)

第6条 (不正防止計画推進部署)

第7条 (監事)

第8条 (研究倫理教育責任者等)

第9条 (研究費管理責任者等)

第10条 (責任体制の公開)

第3章 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

第11条 (コンプライアンス教育の実施)

第12条 (啓発活動の実施)

第13条 (誓約書の提出)

第4章 ルールの明確化・統一化

第14条 (ルールの明確化・統一化)

第15条 (職務権限の明確化)

第16条 (相談窓口)

第5章 関係者の意識向上

第17条 (研究者等の責務)

第6章 研究活動に係る不正行為への対応

第18条 (研究活動に係る不正行為への対応)

第7章 公的研究費の適正な管理運営

第19条 (適正な運営・管理活動)

第20条 (出張の確認)

第21条 (謝金の適正管理)

第22条 (業者等への対応)

第23条 (研究者等およびその親族が経営する会社への対応)

第24条 (研究者等への情報提供)

第8章 モニタリング等

第25条 (内部監査および第三者による調査等)

第9章 その他

第26条 (事務主管)

第27条 (雑則)

第28条 (改廃)

附 則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、京都橘大学（以下「本学」という。）における研究活動に係る不正行為の防止の方法および不正行為への対応等を明確にすることによって、本学が社会的責任を果たし、本学の研究の信頼性と公共性および自由な研究活動の遂行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、競争的研究費等、国・省庁およびこれに準ずる資金配分機関が交付する学外の資金、私学助成等の基盤的経費や奨学寄附金ならびに学内の研究費等の本学で扱うすべての研究費をいう。

2 この規程において「研究活動」とは、前項で規定した研究費により行われるすべての研究活動をいう。

3 この規程において「研究者等」とは、本学に所属する教職員（非常勤を含む。）のほか、大学生、大学院生・研究生および研究員等、前項で規定した研究活動に関わるすべての者をいう。

4 この規程において、「不正行為」とは、研究活動における次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより行われたものに限る。

(1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

(2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文および用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること。また、本項第1号から第3号でいう特定不正行為のほか、次の行為も不正行為として扱う。

(4) 他の学術誌等に既発表または投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ

(5) 公的研究費の不正使用 架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、給与または謝金の請求等、虚偽の書類によって本学の規程および法令等に違反して公的研究費を使用すること。

(6) その他 利益相反、法令および関係規程等に違反する行為

第2章 責任体制

（最高管理責任者）

第3条 本学に、本学全体の研究活動の管理を統括し、公的研究費の管理運営について最終責任を負う者として、最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、研究者等の行動規範および不正防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定、周知するとともに、第4条に規定する統括管理責任者、第5条に規定するコンプライアンス推進責任者および第8条に規定する研究倫理教育責任者が研究活動および公的研究費の適切な運営および管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮し、必要な措置を講じる。

3 最高管理責任者は、基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する理事会において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。また、自ら様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

4 最高管理責任者は、公的研究費の事務処理に関する研究者等の権限と責任について、業務の分担の実態と乖離が生じないように、適切な職務分掌を定める。

5 最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。

6 最高管理責任者は、研究費不正根絶への強い決意を掲げ、不正防止対策を実効性のあるものとするために定期的に各責任者から報告を受ける場を設けるとともに、強力なリーダーシップの下、必要に応じて基本方針の見直し、必要な予算や人員配置などの措置を行う。

（統括管理責任者）

第4条 最高管理責任者を補佐し、本学全体の不正防止対策の組織横断的な体制を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、統括管理責任者を置き、副学長1名をもって充てる。

2 統括管理責任者は、基本方針に基づき、次の各号に定める事項を行う。

(1) 研究活動上の不正を発生させる要因を把握し、それに対する具体的な不正防止計画（以下「不正防止計画」という。）を第6条に定める不正防止計画の推進を担当する部署（以下「防止計画推進部署」という。）とともに機関全体の具体的な対策のうち最上位のものとして事業年度毎に策定する。

(2) 不正防止計画の実施を、コンプライアンス推進責任者に指示するとともに、当該実施状況を確認し、必要と認める場合は、改善を指示する。

(3) 不正防止計画の実施状況（改善指示を含む。）を、定期的に最高管理責任者に報告する。

(4) 組織全体で不正を防止する風土を形成するため、コンプライアンス教育や啓発活動等を通じて構成員の意識の向上と浸透を促す。そのため、コンプライアンス教育や啓発活動の対象、時間・回数、実施時期、内容等を具体的に示した実施計画を策定・実施する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として、コンプライアンス推進責任者を置き、各学部長、各研究科長、学術事務部長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める事項を行う。

- (1) 不正防止計画を実施し、実施状況(第4条第2項第2号で改善指示された内容を含む。)を確認するとともに、実施状況を定期的に統括管理責任者に報告する。
- (2) 不正防止を図るため、部局内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 自己の管理監督又は指導する部局等において、研究者等が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指示し、当該改善状況を確認し、統括管理責任者に報告する。
- (4) 自己の管理監督又は指導する部局内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、定期的に啓発活動を行う。

3 コンプライアンス推進責任者の下に、コンプライアンス推進副責任者として、各学科長、学術振興課長、総務課長、管財課長、経理課長、人事課長を充てる。

4 研究活動上の不正を発生させる要因の把握や不正防止計画の策定のため、「研究活動の不正行為等防止推進委員会」(以下「推進委員会」という。)を置く。

5 推進委員会については別に定める。

(不正防止計画推進部署)

第6条 不正防止計画を推進するため、最高管理責任者の下に防止計画推進部署として、学術振興課を充てる。

2 防止計画推進部署は、統括管理責任者とともに関全体具体的な対策(不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。)を策定・実施し、実施状況を確認する。

3 防止計画推進部署は、内部監査室とも連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、関全体状況を体系的に整理し評価する。その際、一般的に想定されるリスクのほか、本学の実態に即した特有のリスクにも留意する。

4 防止計画推進部署は、最高管理責任者が策定する基本方針に基づき、統括管理責任者とともに関全体具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定する。

5 不正防止計画の策定にあたっては、第6条第3項で把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。

6 部局等は、不正根絶のために、防止計画推進部署と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

(監事)

第7条 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について関全体観点から確認し、意見を述べる。

2 監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

3 監事は前項で確認した結果について、理事会において定期的に報告し、意見を述べる。

4 監事がこれらの役割を十分に果たせるよう、内部監査部門および防止計画推進部署は監事と連携を強化するように努め、適切な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。

(研究倫理教育責任者等)

第8条 研究倫理に関する知識を定着・更新させるための実質的な責任と権限をもつ者として、研究倫理教育責任者をおく。

2 研究倫理教育責任者は、京都橋大学研究倫理委員会規程第7条第3項により研究倫理委員会の副委員長を充てる。

3 研究倫理教育は、研究倫理委員会が実施する。

4 研究倫理教育責任者は、研究倫理委員会が実施する研究倫理教育の受講状況を管理監督する。

(研究費管理責任者等)

第9条 公的研究費の管理に関わる情報を受け、統括管理責任者とともに関全体公的研究費の管理を適正に行うための必要な措置を行う者として、研究費管理責任者を置き、経理課長をもって充てる。

2 公的研究費の事務担当部署は、学術振興課とする。

(責任体制の公開)

第10条 研究活動上の不正行為防止に係る運営・管理の責任体制を、その職名とともに公開する。

第3章 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(コンプライアンス教育の実施)

第11条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員を対象としたコンプライアンス教育を実施する。

2 コンプライアンス教育の内容は各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定するとともに、定期的に点検し、必要な見直しを行う。また、実施に際しては、あらかじめ一定の期間を定めて定期的に受講させるとともに、対象者の受講状況及び理解度について把握する。

(啓発活動の実施)

第12条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。

(誓約書の提出)

第13条 コンプライアンス教育の内容を理解させ、意識の浸透を図るため、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、受講の機会等に誓約書の提出を求める。

第4章 ルールの明確化・統一化

(ルールの明確化・統一化)

第14条 最高管理責任者は、公的研究費の使用および事務処理手続きを含む研究活動に関する基本的ルールを定める。

2 統括管理責任者は、公的研究費の事務処理手続きを含む研究活動に関する具体的なルールを策定し実施を指示するとともに、ルールの全体像を体系化し、研究者等に対して説明会等の実施により当該ルールの周知徹底を図る。

3 防止計画推進部署は、公的研究費により謝金、旅費等を受ける学生等に対してもルールの周知を徹底する。

4 機関としてルールを統一し、その解釈についても統一的運用を図る。また、ルールと運用の実態とが乖離していないか、適切なチェック体制が保持できているか等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行う。

5 コンプライアンス推進責任者および研究倫理教育責任者は、当該実施状況を確認し、統括管理責任者に報告する。

6 学術振興課は、公的研究費に関する事務全般を行い、研究者等の事務処理手続きを支援する。

(職務権限の明確化)

第15条 公的研究費の構成員の権限と責任について、機関内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有する。また、業務分担の実態と職務分掌規程との間に乖離が生じないように、適切な職務分掌を定める。

2 関係者の職務権限を明確化し、それに応じた明確な決裁手続きを定める。

(相談窓口)

第16条 研究活動や公的研究費の使用ルールに係る学内外からの相談に迅速かつ適切に対応するため、相談を受け付けるための窓口（以下「相談窓口」という。）を設置する。

2 相談窓口は、学術振興課に設置し、連絡先、受付の方法等を公開する。

3 相談の受付を行う者は、当該相談者との利害関係を持たない者とする。

第5章 関係者の意識向上

(研究者等の責務)

第17条 研究者等は、「京都橘大学研究活動における倫理指針」および「京都橘大学公的研究費不正使用防止計画」を遵守し、研究活動に関する不正行為を行ってはならない。

2 研究者等は、この規程に基づく調査等に協力しなければならない。

3 研究者等が共同研究を行うときは、研究代表者は共同研究者間において、当該研究の目的や内容、業務、役割分担、責任等を明確にしなければならない。

4 研究者等は、研究倫理教育およびコンプライアンス教育を受けなければならない。

5 本学は、研究者等に対し、研究費の管理体制、使用方法等に関する説明会を適宜実施し、使用ルール等の周知徹底を図る。また、必要な場合、その理解度を把握するため、研究費に関する意識調査を実施する。

- 6 本規程を含めた研究費の不正行為の防止およびその対応について本学ホームページ等により外部に開示する。
- 7 公的研究費の管理を行う研究者等は、第14条第2項に規定する公的研究費に係る説明会に参加しなければならない。
- 8 研究者等は、公的研究費の管理を行う場合は、「学校法人京都橘学園経理規程」「同施行細則」、「京都橘大学公的研究費事務取扱規程」等の関連規程や、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）および関係法令ならびに交付等の際の条件等を遵守し、誓約書等を研究開始前に学術振興課に提出しなければならない。
- 9 学術振興課は、前項に定める誓約書等を研究期間終了後5年間保管する。
- 10 研究者等は、第1項から第9項の趣旨を踏まえ、公的研究費を適正に執行しなければならない。

第6章 研究活動に係る不正行為への対応

（研究活動に係る不正行為への対応）

第18条 本学における研究活動に係る不正行為に対する告発の扱い、調査の方法、認定の手続き、調査結果の取り扱い、処分等、対応についての詳細は、別に定める。

第7章 公的研究費の適正な管理運営

（適正な運営・管理活動）

第19条 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の適正な管理を行うために、次の各号に定める事項を行う。

- (1) 公的研究費に関する収支簿を定期的に研究者等に送付するなど、予算の計画的執行のために研究者等が支出の状況を把握できる体制を整えること。
- (2) 原則として、支払申請書を複数名で検査すること。
- (3) 物品費の支出を適正に行うため、別途「物品発注・検収ルール」を定め、ルールに則り物品の納入・検収をすること。
- (4) 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守点検等）に関する検収については、別途ルールを定めた上で、運用すること。

（出張の確認）

第20条 研究遂行上必要となる出張については、旅行後は出張報告書および旅行の事実を証明するものを提出する。

（謝金の適正管理）

第21条 臨時職員の雇用等により研究協力を得る場合は、雇用依頼者および事務職員が勤務状況等を確認し、公的研究費を適正に管理する。

（業者等への対応）

第22条 コンプライアンス推進責任者は、業者等に公的研究費の学内規則を説明、遵守させるとともに、誓約書等の提出を求め、公的研究費の適正使用を促す。

2 最高管理責任者は、公的研究費に関して不正な取引に関与した業者があるとき、当該業者との取引を停止するなど、必要な措置を行う。

（研究者等およびその親族が経営する会社への対応）

第23条 研究者等は、公的研究費の運用において、本人およびその親族が経営する会社等と取引を行うときは、あらかじめ京都橘大学利益相反マネジメントポリシーに定める手続きを行い、京都橘大学利益相反委員会による利益相反マネジメントの結果を受けて、最高管理責任者の許可を得る。

2 前項に定める場合において、最高管理責任者の許可が無い場合は、研究者等は、本人およびその親族が経営する会社等と取引することができない。

（研究者等への情報提供）

第24条 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費における不正防止のために、研究者等に対して必要な情報提供を行う。

第8章 モニタリング等

（内部監査および第三者による調査等）

第25条 内部監査および第三者による調査の求めがあった場合、関係者は誠意をもってこれに応える。

第9章 その他

(事務主管)

第26条 この規程に関する事務主管は、学術振興課とする。

(雑則)

第27条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、「京都橘大学における研究活動に係る不正行為の防止および対応等に関する細則」および「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定）」に基づいて行う。

(改廃)

第28条 この規程の改廃は、部局長会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2015年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日より施行する。なお、この規程改定に伴い、「京都橘大学研究費管理規定」は廃止する。

附 則

この規程は、2019年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、2022年4月19日より施行し、2022年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2023年11月28日から施行し、2023年4月1日から適用する。

附 則

この規定は、2025年4月1日から施行する。

(R5. 11. 28) 京都橘大学における研究活動に係る不正行為の防止および対応等に関する規程(平成27年3月23日制定第2213号)

(R4. 4. 19) 京都橘大学における研究活動に係る不正行為の防止および対応等に関する規程(平成27年3月23日制定第2213号)

(R3. 4. 1) 京都橘大学における研究活動に係る不正行為の防止および対応等に関する規程(平成27年3月23日制定第2213号)

(H31. 4. 1) 京都橘大学における研究活動に係る不正行為の防止および対応等に関する規程(平成27年3月23日制定第2213号)

(H30. 4. 1) 京都橘大学における研究活動に係る不正行為の防止および対応等に関する規程(平成27年3月23日制定第2213号)

(H27. 4. 1) 京都橘大学研究活動の不正行為への対応等に関する規程(平成27年3月23日制定第2213号)